

明石市労連ニュース

第 322 号

11 年 11 月 22 日

発行 明石市
労働組合連合会

地域手当 10%維持に全力 署名と意見の集約に集中を

11月4日に市長から要請のあった「給与のさらなる適正化について」は、継続協議となったが、当局の来年4月実施の考えは変わっていない。

しかし、組合としても大幅な賃下げは容認できるものではない。現在取り組んでいる「全組合員の署名」と「職場からの意見」について組合への集中をお願いする。市労連としても毎週火曜日に朝ビラ行動を取組み、組合の主張を宣伝していく。

根拠のない7%

国の地域手当の概要は、左表のとおり。

①支給区分は表のとおり6段階で原則として3%刻みとしており7%の支給率はない。

②調整手当から地域手当への制度導入時において、3%か10%かの議論もあったが、表のとおり、10官署中9官署が10%を支給しており、2006年4

地域手当の概要

地域手当については、2005 人事院勧告で「今般の改革においては、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるような地域給制度を導入する必要があることから、これまでの調整手当に替えて、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給することとする」とされた。①支給地域の指定②支給区分及び手当額③指定基準は以下のとおり。

- ① 支給地域の指定は、民間事業所が集積し、経済活動が比較的、継続的に行われている地域について行う趣旨で、人口5万人以上の市を単位として行う。
- ② 東京都特別区の現行水準を維持できる水準を上限としつつ、現行の調整手当との連続性等を考慮して、支給区分を3%、6%、10%、12%、15%、18%の6段階とする。
- ③ 俸給水準が4.8%引き下げられることを考慮して、賃金構造基本統計調査の賃金指数（全国平均100、10ヵ年平均）が95.0であることを基本として、支給地域及び支給割合を定める。

給与法第11条の3は、地域手当の支給地、地域手当の月額を規定しているが、人事院規則で明石市は、地域指定による3%と国の官署指定による10%が定められている。

地域手当補正後ラスパイレス指数

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数を参考として算出する。（総務省）

兵庫県の地方公務員給与実態調査結果の概要（市町分）によると、平成22年度ラスパイレス指数の一覧表では、明石市の地域手当補正後ラスパイレス指数は108.8である。

しかし、注意書きで「国の地域手当支給率を3%として計算しているが、明石市内の国の9官署では官署指定により地域手当10%が支給されている。国支給率を10%とすると、明石市の地域手当補正後ラスパイレス指数は、101.9」と記載されている。

職員数で変わる支給率

①当局は本市東部地域に勤務する市職員数と、西部地域に勤務する市職員数との比率で支給率を按分すると、平均的な支給率は7・4%となるとしている（国道175号線を境）が、再任用

職員や任期付職員を職員数に算入すると7・6%と率は上がる。東部に市民病院を算入するとさらに率は上がるなど数値はころころ変わる。安定しない数値で支給率を決定する根拠は不正確である。

明石は101・9も「当局資料1」では「地域手当補正後ラスパイレス指数」について支給率3%で比較した108・8のみ記載しているが、左表のとおり、支給率10%と比較した101・9との数値も存在するのであり、一部のみ取り上げるのは公正ではない。むしろ10官署中9官署の支給率10%と比較する方がベターではないか。



「脱原発」学習会の開催

日時 11月28日（月）
午後2時開会
場所 ひょうご共催会館
5階ツツジ
内容 講演「福島の実態と課題」
講師 今野 泰さん
（自治労福島県本部書記長）

脱原発の運動が大きな正念場を迎えるなか、福島の実態を学び、「脱原発」をめざします。